

40. 鋼船規則 CSR-B 編及び CSR-T 編における改正点の解説 (船の長さを表す記号 L)

1. はじめに

2009 年 4 月 15 日付一部改正により改正された鋼船規則 CSR-B 編及び CSR-T 編中、船の長さを表す記号 L に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2009 年 4 月 15 日から適用されている。

2. 改正の背景

鋼船規則 A 編、CSR-B 編及び CSR-T 編では船の長さを表す同一の記号 L が用いられていたが、それぞれの編において記号 L に対応する定義が若干異なっていた。

鋼船規則 A 編 2.1.2、CSR-B 編 1 章 4 節 3.1 及び CSR-T 編 4 節 1.1.1 に定義されている船の長さに関する相違点を表 8 及び表 9 に示す。

CSR-B 編及び CSR-T 編にて用いられている船の長さは、IACS 統一規則 UR S2 に基づくものであるが、現状若干異なっている。なお、鋼船規則 C 編 15 章縦強度等にて用いられている船の長さ L_1 が、IACS 統一規則 UR S2 に定められている船の長さに相当する。

各編における船の長さを表す記号を明確にすべく、CSR-B 編及び CSR-T 編にて用いられている船の長さを表す記号

を改めた。また、併せて、満載喫水線条約に対応する船の長さを表す記号に関する誤記を修正した。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) CSR-B 編にて用いられている船の長さを表す記号 L を L_{CSR-B} に改めた。
- (2) CSR-T 編にて用いられている船の長さを表す記号 L を L_{CSR-T} に改めた。
- (3) 満載喫水線に対応する船の長さ、つまり、乾舷用長さを表す記号に関する誤記を修正すべく、CSR-B 編 2 章 2 節において乾舷用長さを表す記号を L から L_{LL} に修正した。

表 8 船の長さの定義に関する相違点のまとめ

夏期満載喫水線における船首材の前面から、	共通
舵柱のある船舶ではその後面、	CSR-T 編 にはなし
舵柱のない船舶では舵頭材の中心までの距離。	共通
ただし、夏期満載喫水線における全長の 96 % 以上とするが、	共通
97 % を超えることを要しない。	A 編には なし

表 9 鋼船規則 A 編、CSR-B 編及び CSR-T 編 比較表

鋼船規則 A 編及び同検査要領	鋼船規則 CSR-B 編	鋼船規則 CSR-T 編
鋼船規則 A 編 総則 2 章 定義 2.1 一般 2.1.2 船の長さ 船の長さ (L) とは、2.1.11(2) に規定する計画最大満載喫水線における船首材の前面から、舵柱のある船舶ではその後面まで、また、舵柱のない船舶では舵頭材の中心までの距離をいい、その単位は、メートル (m) とする。ただし、巡洋艦型船尾の船舶の場合は、この長さとして計画最大満載喫水線における船の全長の 96 % のいずれか大きい方の値とする。	鋼船規則 CSR-B 編 ばら積貨物船のための共通構造規則 1 章 一般原則 4 節 記号及び定義 3. 定義 3.1 規則長さ 3.1.1 規則長さ L は、満載喫水線における船首材の前面から、舵柱のある船舶ではその後面まで、また、舵柱のない船舶では舵頭材の中心までの距離 (m) をいう。ただし、 L は、夏期満載喫水線における全長の 96 % 以上とするが、97 % を超える必要はない。 3.1.2 舵頭材のない船舶 (例えば、旋回式推進装置を備える船舶) にあっては、規則長さ L は、満載喫水線における全長の 97 % とする。 3.1.3 一般的でない船首又は船尾配置の船舶に規則長さ L については、その都度検討する。	鋼船規則 CSR-T 編 二重船殻油タンカーのための共通構造規則 4 節 基本情報 1 定義 1.1 主要目 1.1.1 船の長さ (L) 1.1.1.1 船の長さ (L) とは、構造用喫水における船首材の前面から、舵頭材の中心までの距離をいい、その単位はメートル (m) とする。 L は、夏季満載喫水線における船の全長の 96 % 以上とするが、97 % より大きい値とする必要はない。特殊な船尾形状及び船首形状の船の長さ (L) は本会の適当と認めるところによる。
鋼船規則検査要領 A 編 総則 A2 定義 A2.1 一般 A2.1.2 船の長さ -3. 舵柱も舵頭材もない船舶 (例えば、フォイトシュナイダープロペラを装備した船舶) の場合、計画最大満載喫水線における船の全長の 96 % を L とする。		